

横浜市会議員 望月こうとくの市政レポート

みんなの声の広場 第20号

平成28年4月1日発行

http://www.khotoku.net email : info@khotoku.net tel&fax : 045 - 532 - 9089

平成28年第1回定例会 2月2日（火）－3月25日（金）

TOPIC 1 本年4月1日より障害者差別解消法が施行。

本市の対応状況をたずねます！

皆さま『障害者差別解消法（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律）』をご存知ですか。同法は、「全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的」として、平成25年6月に制定されました。そして本年4月1日より施行されています。



〔平成28年2月16日本会議質疑より〕

施行にあたって、国や自治体は、障害を理由とする差別の解消の推進に関して必要な施策を策定し、実施する義務が課されます。あわせて一定の条件の下、必要かつ合理的な配慮対応が求められることとなりました。また国民も「障害を理由とする差別の解消の推進に寄与するよう努めなければならない」とされています。

今定例会では、同法施行に合わせた『横浜市障害を理由とする差別に関する相談対応等に関する条例』制定提案がなされましたので、本会議で望月は同条例案の趣旨や課題点あるいは解消法に合わせた本市の対応準備状況について問いただしました。

新たに制定された上記の条例や同時に本市が独自に定めた「職員対応要領」は、法の趣旨に沿った妥当なものとして現時点で判断していますが、当事者の声を聞き、現場の状況を注意深く見守る中で、今後、課題が生じた際には適切な提言をしてまいります。

〔以下は内閣府HPより抜粋〕

役所や、会社やお店などの事業者が、障害のある人に対して、正当な理由なく、障害を理由として差別することを禁止しています。これを「不当な差別的取扱いの禁止」といいます。

役所や、会社やお店などの事業者に対して、障害のある人から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたときに、負担が重すぎない範囲で対応すること（事業者に対しては、対応に努めること）を求めています。これを「合理的配慮の提供」といいます。

TOPIC 2 平成 28 年度予算成立。

教育委員会・経済局の予算質疑に登壇!!



[平成 28 年 3 月 2 日教育委員会審査より]

毎年の 2 月から 3 月にかけて第 1 回定例会として開かれる議会は、各年度の予算を審議する議会でもあります。平成 28 年度予算は、3 月 25 日に成立しましたが、一般会計が約 1 兆 5,143 億円、地下鉄事業や水道事業などの公営企業会計、そして特別会計の3 会計を合わせると約 3 兆 3,968 億円となる予算です。

この予算議決に先立って、各局事業ごとに審査が行われ、望月は教育委員会や経済局の予算や事業について審査・質疑を行いました。

教育委員会質疑では、北綱島特別支援学校の移転問題などを問う。

港北区に横浜市立北綱島特別支援学校があります。特別支援学校とは、障害を持った児童・生徒が通う学校で、北綱島特別支援学校は、特に重度な肢体不自由なお子さんが主に通っています。市内には肢体不自由児を対象にした市立の特別支援学校は 5 校ありますが、昨年 9 月に左近山(旭区)への特別支援学校の新設と北綱島特別支援学校の平成 30 年度末閉校方針が教育委員会から示されました。

それに対して、事前に同校保護者の皆様や関係者に対して説明や意見聴取が十分なされていなかったり、肢体不自由児の実情に即した移転案でなかったことから、教育委員会の方針に対して疑問や反対意見が投げかけられました。そして私のもとにも保護者の方からそうしたお声をお寄せ頂きました。そこで教育委員会が保護者に行った説明会に対する当事者の声〔望月は、保護者会にオブザーバーとして参加〕などを基にして、質疑を行いました。

- ① 今回の特別支援学校再編案が本当に肢体不自由児の利益になるのか。
- ② 本市の特別支援教育のあり方として、そもそもふさわしいか。
- ③ 直接の当事者はもちろん、広く市民の理解を得られる特別支援教育のあり方とは何か。

以上の点を突きつめ、保護者や関係者の声を十分聴きながら、望ましい形となるよう議員としてかかわっていきます。

教育委員会審査では、上記の問題以外、体育授業における組み体操などの体育事故について質疑を行いました。学校内においては、体育にかかわらず事故を起こさず教育成果を達成しなければいけません。事故を最少化する努力と対策、特に重大な事故を起こさない教育現場の確立への一層の取り組みを求めました。

なお他自治体では、組み体操の中止を決めた教育委員会もありますが、質疑を行った時点で本市の場合、直ちに中止などにはせず、国や県の方針を注視し対応を考えていく、との回答でした。

【議会質疑の様子は、インターネット中継でご覧頂くことができます。】

“横浜市会 インターネット中継” ⇒ “議員名から選ぶ” ⇒ “望月高德議員”

と検索・クリックして下さい。

小児医療費助成と敬老パス（敬老特別乗車証）の見直し検討に着手！

～ 皆さまの声をお聞かせ下さい。～

小児医療費助成や敬老パスの見直しの内部検討をただ今、市当局は進めています。 検討の結果は、いずれ議会に示され、早ければ平成 29 年 4 月より、遅くとも 30 年度には具体的な見直し、制度変更が行われると予想されます。特にポイントとなるのは利用者負担金と公費助成のバランスのあり方です。

いずれの助成制度も市民の皆さまにとってなじみの深い施策です。見直し後が、できる限り多くの市民の皆さまの理解と支持が得られる制度であってほしいと考えています。望月なりに改善すべきと感じているそれぞれの助成制度の課題点がありますが、私の見解はいったん横に置き、まずは広く市民のご意見を伺いたいと考えています。そしてお寄せ頂いたお声を責任をもって受け止め、当局に意見し、提出される議案に対する最終的な賛否行動をとっていきます。

ぜひ、ふたつの助成制度に対する皆さまのご意見（賛成、反対、具体的な改善点 etc）を Eメール、電話・FAX などでお寄せ下さい。駅頭やポスティングで返信はがき付きのアンケートも配布しています。お手元に届いた際は、ご活用下さい。また“望月高德のHP”を検索して頂き、“政務活動レポートなど (report)” のタブをクリックして頂くと、同様のアンケートをダウンロードできます。

小児医療費助成とは

市内に住所があり健康保険に加入しているお子さんが、病気やけがで医療機関に受診したときに、年齢に応じ保険診療の一部負担金を助成する制度。通院の場合で横浜市は、小学校 3 年生まで助成（平成 27 年 10 月より）。助成を受ける際に、保護者の所得制限があります。

敬老パス（敬老特別乗車証）とは

高齢者の方々が豊かで充実した生活を送るための支援の一つとして発行している乗車証で、市内にお住まいの 70 歳以上の希望される方に交付（交付率約 60%）。利用者には、事業の運営費用の一部として、その方の収入状況等に応じた負担金をお願いしています。

街づくりや地域の課題解決のお手伝いも

行政にかかわる街づくりや地域の課題解決のご相談事ありましたら承ります！お気軽にお寄せ下さい。



写真は、センター南駅前すきっぷ広場から総合庁舎前につながる歩道。区民の声を受け、夜間未点灯の街路灯の修繕・整備を土木事務所に求めたことも。

“みんなの声の広場”を御読み頂き、ありがとうございます。

当レポートは定例会毎に年 4 回作成し、新聞折り込みや駅頭配布、ポスティングなどでお配りしています。

送り届け先のご氏名とご住所を事務所までご連絡下されば、直接郵送にてお送り致します。

なお今号からレポートのレイアウトを 4 ページ構成に変更しました。

【当レポート発行者プロフィール】

横浜市議員〔都筑区選出〕 望月高德（もちづきこうとく）。静岡県出身。本年4月で横浜市在住28年目。早稲田大学政治経済学部政治学科卒。（株）野村総合研究所社員、学習塾経営、専門学校講師他を経て、平成23年4月より現職〔2期目〕。

担当委員会〔平成28年4月まで〕は、健康福祉・医療委員会、大都市行財政制度特別委員会、市会運営委員会。神奈川県後期高齢者医療広域連合議会議員を兼務。



“皆さんの声”は、横浜市議員 望月高德 が承ります！

TEL&FAX:045-532-9089

Email: info@khotoku.net

【望月高德政務活動事務所の所在地】

〒224-0003 都筑区中川中央1-24-17-2F

〔市営地下鉄センター北駅1番口よりノースポート側すぐ〕

“皆さんの声”を気軽にお寄せ下さい。

ご記入日／平成28年 月 日

横浜市政や区政、あるいは政治全般について、お気付きの点やご意見があれば教えてください。

ご記入者のご氏名〔 〕年齢〔 歳〕 性別〔男・女〕

ご記入者のご住所〔〒 - 〕

ご連絡先のお電話番号〔 - 〕

Email〔 @ 〕

※ 以上の項目は、すべて任意。可能な項目のみご記入をお願い致します。

※ お寄せ頂いた個人情報は、適正に管理します。

※ ご連絡先のご記入のある方には、望月から回答のためご連絡を差し上げたり、市政報告会などのご案内をする場合があります。